〇 実績目標(小) 1-2: 税務行政のデジタル・トランスフォーメーション

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)においては、デジタル改革が目指すデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられています。また、「社会全体のデジタル化を進めるためには、まずは国・地方の『行政』が、自らが担う行政サービスにおいて、デジタル技術やデータを活用して、ユーザー視点に立って新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションを実現し、『あらゆる手続が役所に行かずにできる』、『必要な給付が迅速に行われる』といった手続面はもちろん、規制や補助金等においてもデータを駆使してニーズに即したプッシュ型のサービスを実現するなど、ユーザー視点の改革を進めていくことが必要である」との方針も示されています。

実績目標の内容及び 目標設定の考え方

国税庁では、こうした政府全体の方針等を踏まえ、令和3年6月、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション・税務行政の将来像2.0-」(以下「将来像2.0」といいます。)を公表しました。将来像2.0では、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」というこれまで掲げてきた二本の柱を維持しつつ、「デジタルを活用した、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し」(税務行政のデジタル・トランスフォーメーション(DX))に取り組んでいく方針を明確にしました。また、同年12月には、将来像2.0で掲げた構想の実現に向け、「税務行政DX~構想の実現に向けた工程表~」を公表しました。

令和4年7月には、新たに税務行政のDXに係る司令塔として、国税庁に「デジタル化・業務改革室」及び「データ活用推進室」を設置したほか、デジタル化の流れを更に加速する観点から、将来像2.0の改定・公表に向けて準備を進めているところであり、国税庁全体のDX施策を更に推進してまいります。また併せて、社会全体のDX推進にも貢献すべく、関係省庁や関係民間団体、経済団体等とも連携して事業者の業務のデジタル化促進に取り組みます。

上記の「実績目標(小)」を達成するための「業績目標」

業績目標1-2-1: オンラインによる税務手続の推進

ホームページで利用者目線に立った情報提供を行うとともに、申請、届出、申告、納付等の税務手続がオンラインで簡便にできる環境を整備し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指します。

業績目標1-2-2:デジタルの活用による業務の効率化・高度化

従来の慣行にとらわれることなく、業務の在り方を見直し、デジタルの利点を 最大限に活用して、内部事務・外部事務の効率化・高度化を図ります。

(注) 「実績目標(小) 1-2」は、その細目として上記の2つの目標「業績目標1-2-1及び1-2-2」を設定し、これらの評定結果を総合して評価を行います。

なお、2つの業績目標の内容は、目標ごとに記載しています。

関連する内閣の基本方針等

- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣 議決定)
- 「規制改革実施計画」(令和4年6月7日閣議決定)
- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決

今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

参考指標

参考指標は、業績目標ごとに関係する測定指標と併せて記載しています。

担当部局名

長官官房(総務課、情報公開・個人情報保 護室、税理士監理室、広報広聴室、人事 課、会計課、企画課、デジタル化・業務改 革室、データ活用推進室、法人番号管理 室、参事官付、税務相談官)、課税部(課 税総括課、消費税室、軽減税率・インボイ ス制度対応室、個人課税課、資産課税課、 法人課税課、酒税課)、徵収部(管理運営 課、徴収課)、調査査察部(調査課、査察 課)、税務大学校

実績評価実施予定時期 ○ 令和 6 年10月